

# 福島県観光物産館指定管理者募集要項

福島県観光物産館の設置目的をより効果的に達成するため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

## 1 施設の概要

名 称	福島県観光物産館
所 在 地	福島市三河南町 1 番 2 0 号「コラッセふくしま」1 階
設置目的	県内の物産の紹介・展示、流通促進や観光の案内を行うことにより、物産及び観光の振興を図る。
施設概要	福島県の主な物産を広く展示・販売するとともに、県内観光情報を提供し、福島県の魅力を物産と観光の両面から総合的に情報を発信・収集する施設として、平成 1 5 年 7 月 2 5 日（金）開館した。 また、平成 2 9 年 1 2 月に全館リニューアルを行った。 <各面積> 1 階 展示等スペース 6 1 2 m <sup>2</sup> （展示販売スペース、飲食スペース、厨房等） 1 階 事務所 1 0 2 m <sup>2</sup> 地下 1 階 倉庫 7 6 m <sup>2</sup>

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 県内の物産の紹介、展示及び流通促進に関すること。
- (2) 県内の観光に関する情報の提供に関すること。
- (3) 観光物産館の施設及び附属施設の利用に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、その設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

※ 詳細は、福島県観光物産館指定管理業務仕様書に定めるとおり

## 3 業務遂行の基準

### (1) 開館時間等

開館時間及び休館日は次のとおりとします。

ただし、特に必要がある場合には、あらかじめ県の承認を得た上で、変更することができます。

開館時間	午前 9 時 3 0 分から午後 7 時まで 年中無休
------	-----------------------------

### (2) 県民の平等利用の確保

業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。

### (3) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。

- ア 地方自治法
- イ 地方自治法施行令
- ウ 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- エ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- オ 福島県産業支援館条例
- カ 福島県産業支援館条例施行規則
- キ 福島県行政手続法
- ク 福島県情報公開条例
- ケ 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
- コ 福島県暴力団排除条例
- サ その他観光物産館の管理業務に関連する法令等

### (4) 個人情報等の適切な取扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

### (5) 情報の公開

福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を福島県（以下「県」という。）と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。

### (6) 文書管理について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

### (7) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

## 4 指定予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
-----------------------------

## 5 業務遂行に係る経費

- (1) 流通促進の業務により生ずる販売等収入は指定管理者の収入として、業務遂行に要する経費に充てるものとします。
- (2) 販売等収入のほかに、業務遂行に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。
- (3) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定（「年度協定」）において、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算

の範囲内で決定します。

- (4) 令和元年度から令和4年度の指定管理料決算額は次のとおりであり、事業計画、収支計画等作成の参考としてください。

単位：円

参考価格	R1	R2	R3	R4
県からの委託料	20,174,000円	20,473,000円	20,589,000円	20,706,000円
(うち新型コロナ増額分)	0円	0円	0円	0円
(うち物価高騰増額分)	0円	0円	0円	0円
販売等収入	133,805,333円	154,727,069円	153,330,339円	175,749,749円
(うち新型コロナ減収分)	0円	0円	0円	0円

※県委託料については、決算額を示しています。

※販売等収入（粗利）については、税抜き価格で示しております。

- (5) 収支予算書（別紙様式3）を作成する際の留意事項

収入について、公の施設の管理運営に必要な県からの委託料、販売等収入及び付帯事業収入等を見込んでください。

新型コロナウイルス感染症による委託料の増額分、物価高騰の影響による委託料の更なる増額分、販売等収入の減収分を見込まずに（無いものとして）作成してください。

原子力災害に起因する販売等収入の減収等損害が生じた場合の東京電力への賠償請求は、県と次期指定管理者が協議の上行うこととします。なお、損害賠償による収入を見込まずに（無いものとして）作成してください。

## 6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備考
施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理	○		
施設等の修繕	○ （小規模）		概ね500千円以下のもの
		○ （大規模）	上記以外のもの
事故・災害等による施設の損傷	○ （責めに帰す場合）	○	
事故・災害等による利用者等への責任	○ （責めに帰す場合）	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ （責めに帰す場合）	○	

施設等に係る保険の加入		○	建物の 火災保険
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

<不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置>

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

<災害発生時の対応>

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において公の施設は、市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

## 7 申請の資格

- (1) 福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すること
- イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないこと
- エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納していること
- オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること
- カ 法人等又はその役員が次に掲げる事項に該当すること
  - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）
  - (イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること
  - (ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること

- (エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること
  - (オ) 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること
  - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること
  - (キ) 法人等が暴力団員等を雇用していること
  - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること
- キ 役員等のうち、次に該当するものがある者
- (ア) 破産者で復権を得ないこと
  - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと
- (2) 複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等を規定した規約等を策定するものとします。
- なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

## 8 申請の方法

### (1) 募集要項の配布

配布期間	令和5年7月10日（月）から 9月12日（火）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。
配布場所	福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階） 福島県観光交流局県産品振興戦略課 電話 024-521-7296
配布方法	県のインターネットウェブサイトから閲覧できるほか、上記配布場所で配布する。

### (2) 募集説明会の開催

開催日時	令和5年8月4日（金） 午後1時30分から
開催場所	福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎12階） 商工総務課分室
その他	① 募集説明（現地説明含む）の参加申込者は令和5年7月28日（金）までに、団体名及び参加者名を電話、ファクシミリ（様式任意）により、県産品振興戦略課へ連絡してください。 ② 募集説明会への参加を申請の要件とします。

### (3) 質問事項の受付等

受付期間	令和5年8月7日(月)から8月18日(金)まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。
受付方法	郵送(8月18日必着)、ファクシミリ又は電子メールのいずれかによる。
回答方法	① 説明会に参加した全ての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールにより回答します。 ② 質問事項の提出は、募集説明会に参加した法人等に限ることとします。

### (4) 申請の受付

受付期間	令和5年8月23日(水)から9月14日(木)まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。
提出書類	<p>申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。</p> <p>グループによる申請の場合には、ウからコまでについては、構成員ごとに提出していただきます。</p> <p>なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。</p> <p>ア 指定管理者指定申請書(別紙様式1) (知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成16年福島県規則 第75号)様式第1号)</p> <p>イ 福島県観光物産館管理運営事業計画書(別紙様式2)及び収支予算書(別紙様式3)</p> <p>※収支予算書(別紙様式3)は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の現行税率(10%)で作成して下さい。</p> <p>ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類</p> <p>エ 法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類</p> <p>オ 法人でない団体にあっては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類並びに代表者の住民票</p> <p>カ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>キ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>ク 県税等の滞納がないことの証明書</p>

	<p>※ 本県の県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の当該都道府県税について未納がないことの証明書</p> <p>ケ 前記7(1)に掲げる欠格条項ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式4）</p> <p>コ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式5）</p> <p>なお、上記エ、オ、クについては、申請日前3か月以内に交付等されたものとします。</p>
提出部数	2部（正本1部及び副本1部）
受付場所	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階） 福島県観光交流局県産品振興戦略課
受付方法	受付場所に持参又は郵送することとし、郵送の場合は書留郵便により、令和5年9月14日（木）午後5時必着とする。

## 9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「商工労働部指定管理者選定検討会」による書類審査及び面接により選定の上、決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

### (1) 商工労働部指定管理者選定検討会による審査

ア 審査は書類及び面接により行います。

イ 書類審査は、提出書類に基づき審査を行います。

ウ 申請者多数の場合には、書類審査にて3法人程度を選定し（1次審査）、面接審査の実施について、全申請者あてに通知します。

エ 面接審査の実施については、別途、申請者あてに通知し、指定管理者候補団体として1法人等を選定します。

### (2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は次のとおりであり、「商工労働部指定管理者選定検討会」による審査において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補団体として選定します。

選定基準	審査項目	審査内容	配点割合
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること。	1 団体としての経営理念等	(1) 団体としての経営理念、方針、設置目的、事業内容 (2) 管理者となったときに活かせる特徴 (3) 観光物産館に類似する施設、関連する業務の運営実績の有無、その業務内容	17

	2 観光物産館の管理運営体制	(4) 観光物産館を管理運営する上での団体としての適格性及び実現性 (5) 職員の配置 (6) 職員、正職員数、経験者の配置 (7) 実施を予定している職務内容、勤務体制、交替制勤務 (8) 職員の研修計画	
2 関係法令を遵守するものであること。	3 観光物産館の管理運営に当たっての取組方針	(9) 勤務時間外の連絡体制 (10) 外部委託予定業務 (11) 管理運営の基本方針 (12) 施設や催事のPR方法 (13) 消耗品の購入方針・方法、備品の管理方法 (14) 物産の紹介、展示の方法及び内容 (15) 観光案内の方法及び内容	1 1
3 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	4 観光物産館の施設の効用を最大限に発揮する方策及び経費縮減が図られるものであること	(16) 県民、地域小売事業者、地域団体、市町村、県等との協働についての方針 (17) 利用者動向の分析・検討方法 (18) 観光物産館の管理運営を合理的に行うための提案 (19) 管理の効用を最大限に発揮する方策	3 4
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。	5 要望・苦情処理への対応  6 観光物産館管理上の緊急時の対応  7 観光物産館管理上の個人情報の保護  8 その他	(20) 経費縮減の方策 (21) 職員の接遇向上のための方策 (22) 施設の利用促進のための方策 (23) 販売促進のための方策 (24) 新たに開発された商品の導入・陳列 (25) 県の施策（交流人口の拡大や県産品の販路拡大等）に沿った観光物産振興方策 (26) 要望、苦情処理の方針 (27) 要望、苦情処理の体制 (28) 防災、防犯の対応策 (29) 事故が起きた場合の対応策 (30) 地震、火事、その他災	2 8

<p>5 業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。</p>		<p>害等の緊急体制と対策  (31) 日常的な管理（施設管理、ネットワーク管理等）に関する対応策  (32) 個人情報保護に対する考え方  (33) 個人情報保護に対する体制  (34) 観光物産館の設置目的に資する事項（提案、意見等）</p>	<p>10</p>
---	--	---	-----------

### (3) 指定管理者候補団体の決定

- ア 商工労働部指定管理者選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。
- イ 決定結果については、全申請者あて、令和5年11月上旬までに通知します。

## 10 選定後のスケジュール

### (1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和5年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

### (2) 協定の締結

#### ア 協定の種類

(1)の指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

#### イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めることとします。

#### ① 基本協定

- ・ 総括的事項
- ・ 管理に要する費用に関する事項
- ・ 業務の履行に関する事項
- ・ 管理業務の報告に関する事項
- ・ 協定の解除に関する事項
- ・ その他

- ② 年度協定
  - ・ 年度協定の期間
  - ・ 費用の支払
  - ・ 疑義の決定
- (3) 協定を締結できない場合
  - 指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
  - ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
  - ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
  - ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、展示・販売する商品の仕入先及び商品の確保、販売価格の決定等必要な準備を行わなくてはなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

## 12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

## 13 管理業務の評価

### (1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施します。

### (2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとします。

## 14 調査等の実施

県は、自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

## 15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

## 16 指定の取り消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

### (1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

### (2) 指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記2の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

## 17 その他

(1) 申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。

なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。

- ア 異なる申請書を複数提出した場合
  - イ 申請方法を遵守せずに提出した場合
  - ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
  - エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
  - オ 虚偽の内容が記載されている場合
  - カ その他不正な行為があった場合
- (7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

## 18 問い合わせ先

福島県観光交流局県産品振興戦略課 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階） 電 話 024-521-7296 FAX 024-521-7888 E-mail torade-promotion@pref.fukushima.lg.jp
---